

第 37 号議案

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年加東市条例第 108 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の見出し中「利率」を「保証人及び利率」に改め、同条中「災害援護資金は」の右に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3 パーセント」を「1 パーセント」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第 14 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「半年賦償還」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、連帯保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の加東市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の適用の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

第37号議案 要旨

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 災害援護資金の貸付利率を改めること。（第14条関係）
- (2) 償還方法を拡充すること。（第15条関係）

3 施行期日 公布の日（平成31年4月1日から適用）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は_____、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>半年賦償還</u>_____とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>連帯保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p><u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</u></p> <p><u>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除_____、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>